

附属書Ⅲの日本国の表

頭注

- 1 第十一章（金融サービス）の規定に基づく約束については、この頭注及び次の表に定める制限又は条件に従って行う。
- 2 第A節の留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付される第十一章（金融サービス）の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」が他の全ての事項に優先する。
- 3 第B節の留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」が他の全ての事項に優先する。
- 4 金融サービスを提供する企業は、第十一・五条（金融機関の市場アクセス）についての日本国の約束において、法的な形態に対する差別的でない制限に従う。
- 5 (a) 日本国は、第十一・十一条（例外）の文脈における信用秩序の維持を理由として、新たな金融サービス

スの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) 日本国に関しては、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく締約国の領域において他の締約国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービスの提供」の定義の(b)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

6 この附属書の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

第A節

一	分野 小分野 産業分類	金融サービス 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。）
---	-------------------	---

二	
<p>概要</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p>	<p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p> <p>義務</p> <p>関連する義務</p>
<p>金融サービス</p> <p>保険及び保険関連のサービス</p> <p>J S I C 六七二 損害保険業</p> <p>J S I C 六七四二 損害保険代理業</p> <p>国境を越える貿易（第十一・六条）</p> <p>中央政府</p> <p>中央政府</p> <p>保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条、第八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条</p> <p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第一百六条及び第二百十二条の六</p> <p>次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。</p>	<p>J S I C 六三一 中小企業等金融業</p> <p>内国民待遇（第十一・三条）</p> <p>中央政府</p> <p>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条</p> <p>預金保険制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。</p>

第B節

		<p>(a) 日本国内で運送される物品</p> <p>(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶</p>
一	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 概要</p>	<p>金融サービス 保険及び保険関連のサービス</p> <p>内国民待遇（第十一・三条） 国境を越える貿易（第十一・六条） 中央政府</p> <p>日本国は、他の締約国において設立された当該他の締約国の国境を越える金融サービス提供者が提供する次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービスの提供」の定義の(b)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか</p>

	<p>現行の措置</p>
<p>又は全てを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の物品</p> <p>(b) 再保険、再再保険及び第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(d)に規定する保険の補助的なサービス</p> <p>注釈 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p> <p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条</p> <p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六</p>	

(この附属書中他の締約国の表は省略)